**事前確認シート【外国人（留学生・教員・研究者・訪問者等）受入れ】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請年月日： | | | | | | 年　　　月　　　日 |
| 申　請　者 | 所属 |  | 職名 |  | 氏名 |  |
| 連　絡　先 | 内線 |  | E-mail |  | | |

**※学部生を除く外国人の留学生、教員・研究者等の受入を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。**

**※輸出管理統括部署（研究推進課）による確認の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、ご留意下さい。**

１．受入予定者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入カテゴリ  （該当欄にチェック） | 【留学生】 | |
| □大学院学生　　　□研究生　　　□特別研究学生　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 【教員・研究者等】 | |
| □教員 ・ 研究者　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 氏名 |  | |
| 出身国（国籍） |  | |
| 出身組織 |  | |
|  | |
| 特定類型該当性 | 【特定類型該非確認】※該当する項目にチェックしてください  □※１特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③）　該当性の根拠（　　　　　　　　　　　　　）  □不明  ※１　※１ 特定類型とは、類型①:「外国法人等」又は「外国政府等」と「雇用契約等」がある者、類型②:「外国政府等」（政党等  を含む）から重大な経済的利益を得ている者、類型③:本邦における行動に関し「外国政府等」の指示・依頼を受けている者 | |
| 受入予定期間 | 年　　　　月　　　　日　　　～　　　　　年　　　　月　　　　日 | |
| 人文・社会科学系の課程で受け入れる。 | | □はい　　　　□いいえ |

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※特定類型の制度について、研究推進課HPに記載しております。（<https://gspd.skr.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page_id=23946>）

◆**受入予定者を、人文・社会科学系の課程で受け入れる場合には、これ以下の欄の記入は不要です。記入済みの本シートを各部局担当者に提出し、確認を受けてください。ただし、人文・社会科学系の課程でも、理系の研究をしている方はこれ以下の記入も必要です。**

２．受入予定研究室・提供予定技術等

|  |  |
| --- | --- |
| 研究科・学科・研究室 |  |
| 指導教員・技術提供者 |  |
|  |
| 受入予定者の研究計画 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 提供予定技術の概要 |  |

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

　※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

３．受入予定者の懸念情報

|  |  |
| --- | --- |
| 受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。 | □はい　□いいえ |
| 受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン）である。 | □はい　□いいえ |
| 受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。 | □はい　□いいえ |
| 受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。 | □はい　□いいえ |
| 受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。 | □はい　□いいえ |
| 受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。 | □はい　□いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） | □はい　□いいえ |

　※経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>）を参照して下さい。

|  |
| --- |
| 上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。 |
|  |

**※いずれかが「はい」の場合、懸念情報の内容について輸出管理統括部署（研究推進課）に相談してください。**

４．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術を提供する、又は公知とするために技術を提供する。 | □はい　□いいえ |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい　□いいえ |

　※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「公知とするために技術を提供する」とは学会発表用の原稿又は展示会等で配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧とすることを目的とする取引を指します。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

|  |
| --- |
| 上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。 |
|  |

**※疑義等がある場合は、輸出管理統括部署（研究推進課）に相談してください。**

５．自己判定

**①**

|  |  |
| --- | --- |
| 「４．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。 | □はい　　□いいえ |

**◆「はい」の場合、②・③の記入は不要です。**

**②**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「２．受入予定研究室・提供予定技術等」で記載した提供予定技術は明らかにリスト規制対象品目（※）である。 | | □はい　□いいえ  □該当しない |
| 「はい」の場合仕様を証明する書類 | □該非判定票（様式第2号）□項目別対比表  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　□添付なし(この場合「該非判定票（様式第2号」の作成が必要な場合有り） | |

※経済産業省ＨＰの「貨物・技術のマトリクス表」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>）を参照して下さい。

**貨物・技術が「貨物・技術のマトリクス表」に記載されていれば、スペックが該当しなくてもリスト規制対象品目となります。（マトリクス表の名称は法令上の用語が記載されているのでご注意ください。例：ドローン＝無人航空機）**

**③**

|  |  |
| --- | --- |
| 「３．受入予定者の懸念情報」のいずれかが「はい」である。 | □はい　□いいえ |

**◆事前確認はここまでとなりますので、記入済みの本シートを各部局担当者に提出し、確認を受けてください。**

**◆②・③いずれか又は両方に「はい」がある場合、取引審査の対象となります。各部局管理責任者の承認後に「審査票」を起票し、各部局担当者に提出してください。但し、本欄が「いいえ」とした場合であっても、担当者からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて「はい」に変更される場合もあります。**

**◆「審査票」の起票にあたっては、輸出管理統括部署（研究推進課）で作成を支援しますので、ご相談ください。**

**（部局等確認欄）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認日：　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 管理責任者 | 確認者 |
| 上　上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。  □ 受 入 可  □「審査票」の起票を要する  □ 輸出管理統括部署に相談 |  |  |
| 特記事項： | | |

**（輸出管理統括部署確認欄）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認日：　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 輸出管理  マネージャー | 輸出管理  アドバイザー | 総括部署受付 |
| 上　上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。  □ 受 入 可  □「審査票」の起票を要する |  |  |  |
| 特記事項： | | | |